

第 91 回仙台市大規模小売店舗立地法専門委員会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 2 月 4 日（火） 14 時 00 分～15 時 17 分
- 2 場 所 経済局作業室（青葉区国分町 3 丁目 6-1 仙台パークビル 1 階）
- 3 出席委員 委員長 岩動志乃夫
委 員 荒木笙子、北條俊昌、本郷哲
- 4 説明者 仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会 総括部会（商業・人材支援課）
同 交通部会（道路管理課、交通政策課）
同 騒音・照明部会（環境対策課）
同 廃棄物部会（事業ごみ減量課）
同 街並みづくり部会（都市景観課、百年の杜推進課）
- 5 関係機関 宮城県警察本部交通規制課
- 6 会議の経過
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ①個別届出案件
「スーパーセンタートライアル錦ヶ丘店」新設届出
「(仮称) ドラッグストアモリ仙台沖野店」新設届出
「ウエルシア仙台沖野店」新設届出
 - (3) 閉会
- 7 傍聴者 0 名
- 8 報道機関 0 社
- 9 議事録 以下のとおり（発言は要旨）

議事詳細

①個別届出案件

■「スーパーセンタートライアル錦ヶ丘店」新設届出

（事務局）（資料に基づき、概要、説明会の実施状況を説明。）

（運用協議会各部会）（資料に基づき、運用協議会各部会における協議内容を説明。）

（委 員）利用者は西側出入口から敷地内に進入する計画だが、搬入車両専用の南側出入口から侵入させないよう対策しているか。

（設置者）近隣施設に配慮し、進入禁止看板は設置しない。開店後に様子を見ながら対応していくこととする。

（委 員）本件店舗は錦ヶ丘アウトレットモールに接続するのか。

（設置者）南東にある私道から接続可能である。

（委 員）当該私道を通してスーパーセンタートライアル錦ヶ丘店から錦ヶ丘アウトレットモールに車

両で向かう顧客は考えられるか。

(設置者) 繋がっているので可能性はある。

(委員) 周辺に温浴施設があるため、資料に明示されたい

(事務局) 設置者に提出を求める。

(委員) 夜間騒音が基準を超過しているが、近隣に住宅が無いことを考慮しており、専門委員会の留意事項としたい。

(委員長) 承知した。

-----設置者退室-----

(委員長) 仙台市は「部会の意見なし」とのことだが、委員会としては、以下の通り留意事項を付したうえで、「意見なし」とする。

【専門委員会の留意事項として】

ア 今後、近隣より苦情が発生した場合には近隣事業者や住民等と協議の上、適切な騒音対策を講じること。

■「(仮称) ドラッグストアモリ仙台沖野店」新設届出

(事務局) (資料に基づき、概要、説明会の実施状況を説明。)

(運用協議会各部会) (資料に基づき、運用協議会各部会における協議内容を説明。)

(委員) メッシュフェンスによる壁面緑化は東西に加え、隣地のブロック塀との間にある北でも行うのか。

(設置者) お見込みの通り。

(委員) 適切な維持管理を求める。

(設置者) 承知した。

(委員) 騒音予測評価報告書に示される騒音が大きいように見受けるが、これは店舗1階の排気によるものか。

(設置者) お見込みの通り。

(委員) 店舗入口から遠い場所に駐輪場が整備されているが、店舗入口に停めないようどのように対策するのか。

(設置者) 開店後の状況を見て、従業員が適切に対応する。

-----設置者退室-----

(委員長) 仙台市は「部会の意見なし」とのことだが、委員会としては、以下の通り留意事項を付したうえで、「意見なし」とする。

【専門委員会の留意事項として】

ア 車両走行音について、開店後に近隣住民から苦情が生じた際には、適切な対策を講じること。

■「ウエルシア仙台沖野店」新設届出

(事務局) (資料に基づき、概要、説明会の実施状況を説明。)

(運用協議会各部会) (資料に基づき、運用協議会各部会における協議内容を説明。)

(委員) 届出前の住民説明会において、北側敷地境界に目隠しのためのフェンスを設置すると説明していたが、どのようなものか。

(設置者) 向こうの見えない材質のフェンスを設置する。

(委員) 届出前の住民説明会において、建物部分をフェンス緑化すると説明していたが、どのようなものか。

(設置者) 当時はそのように説明したが、その後、緑化はすべて地植えとし、フェンス緑化は行わないこととした。

(委員) 照明の設置位置はどのようになっているか。

(設置者) 届出書を用いて照明の設置場所と維持照度を図示した。なお、照明の角度を変えることが可能であり、開店後の状況によって対応していきたい。

-----設置者退室-----

(委員長) 仙台市は「部会の意見なし」とのことだが、委員会としては、以下の通り留意事項を付したうえで、「意見なし」とする。

【専門委員会の留意事項として】

ア 計画されている騒音対策を徹底し、開店後に近隣住民から苦情が生じた際には、適切な対策を講じること。